

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年6月11日京都市条例第 8 号）（都市計画局都市景観部景観政策課）

京都市新景観政策の更なる進化検討委員会を廃止する必要があるため、この条例を改正することとしました。

この条例は、令和元年6月11日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和元年6月11日

京都市長 門川大作

京都市条例第 8 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 7京都市住宅審議会の項及び京都市新景観政策の更なる進化検討委員会の項を次のように改める。

京都市住宅審議会議会	市営住宅の管理，民間住宅の利用及び活用その他の市民の住生活の安定及び向上に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	10人以内	2年
------------	---	-------	----

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部景観政策課)